

「公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について」を次のように定める。

平成30年7月12日

### 大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会

「公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について」の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>3. 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○また、「項目別評価」のうち、「教育研究等の質の向上」(「地域貢献等に関する項目」及び「<u>グローバル化</u>に関する項目)を除く)に関する項目については、教育研究の特性への配慮から、専門的な観点からの評価は行わない。(法第79条の規定に基づき、中期目標期間終了時において、認証評価機関の評価結果を踏まえて評価する。)</li> <li>○ (略)</li> </ul> <p>4. 項目別評価の具体的方法</p> <p>(1)「教育研究等の質の向上に関する項目」のうち、「地域貢献等に関する項目」及び「<u>グローバル化</u>に関する項目」、「業務運営の改善及び効率化に関する項目」、「財務内容の改善に関する項目」、「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する項目」、「その他業務運営に関する重要項目」、「<u>大阪市立大学との統合等に関する項目</u>」の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>① (略)</li> <li>② (略)</li> <li>③ (略)</li> </ul> <p>(2)「教育研究等の質の向上に関する項目」(「地域貢献等に関する項目」及び「<u>グローバル化</u>に関する項目)を除く)の評価</p> <p>以下 (略)</p>	<p>3. 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○また、「項目別評価」のうち、「教育研究等の質の向上」(「地域貢献等に関する項目」及び「<u>国際化</u>に関する項目)を除く)に関する項目については、教育研究の特性への配慮から、専門的な観点からの評価は行わない。(法第79条の規定に基づき、中期目標期間終了時において、認証評価機関の評価結果を踏まえて評価する。)</li> <li>○ (略)</li> </ul> <p>4. 項目別評価の具体的方法</p> <p>(1)「教育研究等の質の向上に関する項目」のうち、「地域貢献等に関する項目」及び「<u>国際化</u>に関する項目」、「業務運営の改善及び効率化に関する項目」、「財務内容の改善に関する項目」、「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する項目」、「その他業務運営に関する重要項目」の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>① (略)</li> <li>② (略)</li> <li>③ (略)</li> </ul> <p>(2)「教育研究等の質の向上に関する項目」(「地域貢献等に関する項目」及び「<u>国際化</u>に関する項目)を除く)の評価</p> <p>以下 (略)</p>

「公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について」は、平成30年7月12日から改正する。